

## － 旅行条件書 －

旅行条件書に記載のないもの等は、当社旅行業約款によります。

旅行業約款を必要な方は下記までご連絡下さい。

### 1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、(株)さくら観光(福島県白河市合戦坂15番地 福島県知事登録国内旅行業第 2-153 号 以下「当社」という)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

又、契約の内容・条件は募集広告(パンフレット等)、下記条件、確定書類(最終旅行日程表)及び当社主催旅行約款によります。

### 2. 旅行の申込みと契約の成立

(1) お申込みはインターネット又は電話にてお申込みいただきます。

(2) 予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した日の翌日から起算して

3 日以内に旅行代金の支払いを当社指定の方法で済ませていただきます。

この期間内に代金の入金が確認できない場合、当社はお申込はなかったものとして取り扱い、予約は自動的に消滅します。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとしします。

### 3. 申込み条件

(1) 16 歳未満の方が単独でご参加の場合は保護者の同意が必要です。

75 歳以上の方は原則として健康診断書の提出をお願いすることがあります。

(2) 障害、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を害している方等で特別な処置を必要とする方はお申し込み時にお申し出ください。

当社は可能な範囲でこれに応じます。

### 4. 旅行代金の支払い

ご旅行代金は当社が定める所定の期日までに、当社が定める所定の方法でお支払いいただきます。

### 5. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した利用運送機関の運賃・料金、各コースの特典、旅行取扱料金及び消費税等諸税。

※上記旅行代金はおお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

### 6. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動・運送機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、

当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、

旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が

当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、

その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。

### 7. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済状態の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、

その改訂差額だけ旅行代金に変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときには、

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 第 7 項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用が増加又は減少したときには、

当社はその差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。

### 8. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

この場合すでに収受している旅行代金から所定の取消料および返金に係る経費を差し引き払い戻しいたします。

尚、契約解除お申し出は、申し込み箇所の営業時間内にお受け致します。

お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となる場合があります。又、変更は1度のみ無料で可能です。

(2) 取消料については旅行条件書画面に別途記載

(3) お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

a: 第 6 項に基づく旅行契約内容の変更のとき。

b: 第 7 項に基づき旅行代金が増額改訂されたとき。

c: 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により

旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d: 当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

(4) 旅行開始後

a: お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

d: 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、

お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

9. 当社による旅行契約の解除及び催行の中止

- (1) お客様が当社所定の第 4 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日0:00をもって旅行契約を解除いたします。
- (2) 次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
  - a: お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - b: お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - c: お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
  - d: 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

10. 添乗員

この旅行は添乗員は同行いたしません。

11. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配代行者させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。
- (2) お客様の次に例示するような事由により損害を被った場合は、上記の責任を負うものではありません。
  - a: 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - b: 運送機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - c: 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - d: 自由行動中の事故
  - e: 食中毒
  - f: 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定に係わらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、おひとり様 15 万円を限度として賠償します。

12. 特別補償

- (1) 当社は、当社の責任が生ずるが否かを問わず、主催旅行約款の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金又は見舞金を支払います。但し、お客様の故意、疾病に起因する場合はこの限りではありません。
- (2) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と第 12 項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

13. 旅程保証

- (1) 当社は、契約内容に下記別表の左欄に掲げる重要な変更(次に掲げる変更を除きます)及び運送機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送機関の座席の不足が発生したことによる変更が行われた場合は、旅行代金に記載の率を乗じた変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の 15 %を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更		1件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級の料金の合計額が契約書面に記載した等級を下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
3	契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0

注 1. 「旅行開始前」とは、変更事項について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。  
 ※契約書面にはインターネット予約時の「確認画面」も含まれます。

- (2) 次に掲げる事由による変更は除きます。
  - a: 天災地変
  - b: 戦乱
  - c: 暴動
  - d: 官公署の命令
  - e: 運送機関のサービス提供の中止
  - f: 当社の運行計画によらない運送サービスの提供
  - g: 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置。

#### 14. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2008年4月1日現在を基準としております。又、旅行代金は、2008年4月1日現在有効な運賃を基準としています。

#### 15. その他の注意事項

- (1) ご参加のお客様は必ず指定の集合時間までに集合場所へお集まりください。  
定刻に集合されない場合は、無連絡不参加とみなしバスは出発をいたします。  
又、それ以降の交通等の手配はできかねる場合もございますのでご了承ください。
- (2) 申し込みコースの参加人数が著しく少ない場合は、中型バス、マイクロバス、他社主催のバス、タクシー等により乗り継ぐ場合があります。
- (3) 降雪・事故・交通渋滞等の道路事情、その他やむを得ぬ事由により、出発・到着時間が大幅に異なる場合があります。  
又、これらにより生じるタクシー、列車、宿泊代等の請求には一切応じられません。
- (4) グループのお申込で人員減の場合、不参加者のバスの座席等は一切効力を失い取消扱いとなります。
- (5) 手荷物、貴重品等の管理は各自の責任において行ってください。バス乗車の際の手荷物等の積み降ろしはあくまでバス乗務員  
又は当社係員のサービス行為ですので、これによる保管管理の責には応じられません。  
又、盗難、紛失、置き忘れについても、当社ならびにバス会社は一切責任を負いません。
- (6) インターネットで予約されるお客様については、サイト内の掲示内容を全てご確認の上、予約をお願いします。  
又、内容の未確認によるお客様の不利益については当社の責に帰さないものとします。

福島県知事登録国内旅行業第 2-153 号

株式会社さくら観光

本社：〒961-0045 福島県白河市合戦坂15番地

電話番号：0248-22-3326

E-MAIL：tcl@489.fm